

## バーゼル ：新たな自己資本の開示要件

小立 敬

### 要 約

1. バーゼル委員会は2012年6月26日、バーゼル の下、新たな銀行の自己資本の開示要件を定める規則文書「資本構成の開示要件」を公表した。今回の規則文書は、新たな自己資本の開示要件に関する規則を最終化するものであり、新要件はバーゼル の適用に併せて導入されることになる。
2. 規則文書は新たな開示要件として、（バーゼル 完全適用後の）2018年1月1日以降に適用する開示テンプレート、 資本商品の主な特性に関するテンプレート、 バランスシートとの突合に関する要件、 その他の開示要件を規定している。
3. 開示要件の適用時期に関して規則文書は、各国当局に対して新要件を遅くとも2013年6月30日までに適用することを求め、銀行に対しては、2013年6月30日以降の財務諸表の公表日から新要件への遵守を要求している。
4. 新たな開示要件が適用されれば、自己資本のより高い透明性が確保される中で銀行は資本政策を運営することになる。銀行は市場や当局の監視の下、これまで以上に透明性の高い資本政策を構築することが求められることになるだろう。

### 最終規則の公表

バーゼル委員会は2012年6月26日、バーゼル の下、新たな銀行の自己資本の開示要件を定める規則文書「資本構成の開示要件」を公表した<sup>1</sup>。2010年12月に策定されたバーゼル 規則文書では、自己資本規制の枠組みの強化を図る措置の一貫として、自己資本の透明性を向上する方針が示され、それを受けて2011年12月に、新たな自己資本の開示要件を提案する市中協議文書が公表された<sup>2</sup>。今回の規則文書は、新たな自己資本の開示要件に関する規則を最終化するものであり、新たな開示要件はバーゼル の適用に併せて導入されることになる。

バーゼル の適用とともに自己資本の開示が強化される背景としてバーゼル委員会は、銀行の自己資本の開示内容が不足していたため、金融危機の際に市場参加者が銀行の自己

<sup>1</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Composition of Capital Disclosure Requirements” Rules Text, June 2012 (<http://www.bis.org/publ/bcbs221.pdf>).

<sup>2</sup> 市中協議文書の概要に関しては、小立敬「銀行の自己資本の透明性を向上させるバーゼル のディスクロージャー」『野村資本市場クォーターリー』2012年冬号（ウェブサイト版）を参照。

資本の質を完全に測定、比較することが困難であったという問題を指摘する。そこで規則文書は、市場参加者や監督当局が規制資本の質を正確かつ適切に評価できるよう、自己資本の構成項目やバーゼル で大幅に強化された控除項目のすべてを開示するテンプレートを導入している。

規則文書は、新たな開示要件として、（バーゼル 完全適用後の）2018年1月1日以降に適用する開示テンプレート、資本商品の主な特性に関するテンプレート、バランスシートとの突合（reconciliation）に関する要件、その他の開示要件を規定する<sup>3</sup>。なお、規則文書が規定する内容は、市中協議文書が提案していた内容から変わっていない。

開示要件の適用時期に関しては、各国当局に対して新要件を（バーゼル 適用後の）遅くとも2013年6月30日までに適用することを求め、銀行に対しては、2013年6月30日以降のバランスシートを含む財務諸表の公表日から新しい要件の遵守を要求している。そして、自己資本の開示テンプレートは財務諸表を公表するごとに、資本商品の主要特性とその他の開示要件については、新たな資本商品を発行するごとに、また、既発行の資本商品の償還、転換、元本削減その他の重大な変更が行われるごとに更新しなければならない。

## ．最終規則のポイント

### 1．開示テンプレート

規則文書が提示するバーゼル 完全適用後の「2018年1月1日以降の開示テンプレート」（Post 1 January Disclosure Template）では、コモンエクイティ Tier1（＝普通株式等 Tier1）その他 Tier1、Tier2 の各レベルにおいて、自己資本の構成要素（＝金融庁告示の「基礎項目」と、規制上の調整（＝金融庁告示の「調整項目」）の個々の項目がすべて開示される（図表1）。なお、各国が採用する自己資本規制がバーゼル の基準とは異なる場合には、当該テンプレートにおいて「各国最低基準（バーゼル と異なる場合）」としてバーゼル とは別の比率として開示しなければならない。

バーゼル では、自己資本に対する規制上の調整が2014年1月1日から2018年1月1日までの間に段階的に適用され、また、既発行の資本商品のうちバーゼル の要件を満たさない一定の資本商品については、グランドファザリングとして一定期間は規制資本への算入が認められる。そのため、完全適用までの間は上記の開示テンプレートをそのまま利用することができない。そこで、規則文書は、バーゼル の完全適用後の開示テンプレートにおいてどの規制資本の項目にそれらが影響するかを把握できるように修正した移行期間中のテンプレートを別に設けている。

<sup>3</sup> バーゼル 規則文書は、より詳細な「第3の柱」（Pillar 3）に関する開示基準を策定する方針を掲げており、規則文書は近々、当該文書を公表する予定を明らかにしている。

図表1 パーゼル 完全適用後の開示テンプレート

コモンエクイティTier1 (CET1) 資本: 商品および準備金	
1.	直接発行された適格普通株式資本 (非株式会社の同等の資本) および関連する資本剰余金
2.	留保利益
3.	その他包括利益累計額 (およびその他準備金)
4.	CET1 から段階的に除外される直接発行された資本 (非株式会社のみ) に適用)
5.	子会社が発行し第三者が保有する普通株式資本 (グループCET1に計上可能額)
6.	規制上の調整前のCET1の額
CET1 資本: 規制上の調整	
7.	ブルーデンシャル・バリュエーション調整
8.	のれん (関連する繰延税金負債と相殺)
9.	その他の無形資産 (関連する繰延税金負債と相殺、モーゲージ・サービング・ライツを除く)
10.	一時差異を除く将来利益に依存する繰延税金資産 (関連する繰延税金負債と相殺)
11.	キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金
12.	期待損失に対する引当額の不足
13.	証券化に係る売却益 (パーゼル) のパラグラフ562に規定)
14.	公正価値評価された負債に係る自己の信用リスクの変化に伴う累積利益・損失
15.	確定給付年金基金の純資産
16.	自己株式投資 (バランスシート上で払込済み資本と相殺されていない場合)
17.	普通株式資本の相互の持ち合い
18.	銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資 (10%基準超過額)
19.	規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資 (10%基準超過額)
20.	モーゲージ・サービング・ライツ (10%基準超過額)
21.	一時差異による繰延税金資産 (10%基準超過額、関連する繰延税金負債と相殺)
22.	15%基準の超過額
23.	うち: 金融機関の普通株式への重大な投資
24.	うち: モーゲージ・サービング・ライツ
25.	うち: 一時差異による繰延税金資産
26.	各国が規定する規制上の調整
27.	その他Tier1およびTier2ではカバーできない控除がある場合にCET1に適用される規制上の調整
28.	CET1に対する規制上の調整の総額
29.	CET1総額
その他Tier1 資本: 商品	
30.	直接発行された適格その他Tier1 商品および関連する資本剰余金
31.	うち: 会計基準の下でエクイティに区分される資本
32.	うち: 会計基準の下で負債に区分される資本
33.	その他Tier1 から段階的に除外される直接発行された資本商品
34.	子会社が発行し第三者が保有するその他Tier1 資本商品 (および上記5に含まれないCET1 商品、グループのその他Tier1 計上可能額)
35.	内: 段階的除外の対象となる子会社発行の商品
36.	規制上の調整前のその他Tier1の額
その他Tier1 資本: 規制上の調整	
37.	その他Tier1 商品に対する自己投資
38.	その他Tier1 商品の相互の持ち合い
39.	銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資 (10%基準超過額)
40.	規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資 (適格なショート・ポジションの相殺)
41.	各国が規定する規制上の調整
42.	Tier2ではカバーできない控除がある場合にその他Tier1 に適用される規制上の調整
43.	その他Tier1 に対する規制上の調整の総額
44.	その他Tier1 の総額 (AT1)
45.	Tier1 資本 (T1=CET1 + AT1)

Tier2資本：商品および引当金	
46.	直接発行された適格Tier2商品および関連する資本剰余金および関連する資本剰余金
47.	Tier2 から段階的に除外される直接発行された資本商品
48.	子会社が発行し第三者が保有するTier2資本商品(および上記5または34に含まれないCET1およびAT1商品)(グループのTier2計上可能額)
49.	うち：段階的除外の対象となる子会社発行の商品
50.	引当金
51.	規制上の調整前のTier2の額
Tier2資本：規制上の調整	
52.	Tier2商品に対する自己投資
53.	Tier2商品の相互の持ち合い
54.	銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資(10%基準超過額)
55.	規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資(適格なショート・ポジションの相殺)
56.	各国が規定する規制上の調整
57.	Tier2に対する規制上の調整の総額
58.	Tier2の総額(T2)
59.	総資本(TC=T1 + T2)
60.	リスクアセットの総額
自己資本比率およびバッファ	
61.	コモネクイティTier1(リスクアセット比)
62.	Tier1(リスクアセット比)
63.	総資本(リスクアセット比)
64.	金融機関固有のバッファ要件(リスクアセット比の最低CET1、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファ要件、G-SIBバッファ要件)
65.	うち：資本保全バッファ要件
66.	うち：銀行固有のカウンターシクリカル・バッファ要件
67.	うち：G-SIBバッファ要件
68.	バッファの要件を満たすコモネクイティTier1(リスクアセット比)
各国最低基準(バーゼル)と異なる場合)	
69.	各国が規定するコモネクイティTier1最低比率(バーゼル)と異なる場合)
70.	各国が規定するTier1最低比率(バーゼル)と異なる場合)
71.	各国が規定する総資本最低比率(バーゼル)と異なる場合)
資本控除の基準以下の金額(リスクウエイト前)	
72.	他の金融機関の資本に対する非重大な投資
73.	金融機関の普通株式に対する重大な投資
74.	モーゲージ・サービシング・ライツ(関連する繰延税金負債と相殺)
75.	一時差異による繰延税金資産(関連する繰延税金負債と相殺)
引当金に係るTier2算入上限	
76.	標準的手法におけるエクスポージャーに係るTier2算入可能な引当金(上限の適用前)
77.	標準的手法におけるTier2の算入可能上限
78.	内部格付手法におけるエクスポージャーに係るTier2算入可能な引当金(上限の適用前)
79.	内部格付手法におけるTier2の算入可能上限
段階的除外措置の対象となる資本商品(2018年1月1日から2022年1月1日まで適用)	
80.	段階的除外措置の対象となるCET1商品に対する上限
81.	上限によってCET1から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)
82.	段階的除外措置の対象となるAT1商品に対する上限
83.	上限によってAT1から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)
84.	段階的除外措置の対象となるT2商品に対する上限
85.	上限によってT2から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)

(注) 下線部は市中協議文書からの変更箇所。

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

## 2. 資本商品の特性の開示

規則文書は、他の銀行と比較可能なかたちで、銀行が発行する資本商品の主な特性の開示を求める「主な特性に関するテンプレート（main features template）を導入する（図表2）。すでにバーゼル の第3の柱に関するガイダンスでは、すべての資本商品の主な特性に関するサマリーの開示を求めているが、その内容、フォーマットは銀行ごとに区々である。そこで、開示される情報やフォーマットの一貫性を確保する観点から、資本商品の主な特性を開示するための共通のフォーマットとして当該テンプレートを提供している。ただし、

図表2 資本商品の主な特性に関するテンプレート

主な特徴
1. 証券発行者
2. 証券ID (CUSIP、ISIN、私募発行のブルームバーグID等)
3. 管轄法
<b>規制上の取り扱い</b>
4. 移行期のバーゼル 規則
5. 移行後のバーゼル 規則
6. 単体/グループ/グループおよび単体ベースの適格性
7. 商品タイプ (各法域で規定されるタイプ)
8. 規制資本として認められる額 (直近のデータ報告時点)
9. 商品の額面価額
10. 会計上の区分
11. 当初発行日
12. 永久または期限付き
13. 当初の満期期日
14. 監督上の承認の下での発行者のコール
15. コール・オプション期日 (ファースト・コール)、コンティンジェント・コール期日および償還金額
16. それ以降のコール期日
<b>クーポン/配当</b>
17. 固定または変動
18. クーポン・レートおよび関連するインデックス
19. 配当ストップ条項の有無
20. 完全な裁量か、部分的な裁量かまたは義務か
21. ステップアップその他の償還インセンティブの存在
22. 非累積型かまたは累積型か
23. 転換型または非転換型
24. 転換型の場合、転換のトリガー
25. 転換型の場合、完全転換かまたは部分転換か
26. 転換型の場合、転換比率
27. 転換型の場合、強制転換かまたはオプションによる転換か
28. 転換型の場合、転換される商品タイプの説明
29. 転換型の場合、転換される商品の発行者の説明
30. 元本削減型
31. 元本削減型の場合、削減のトリガー
32. 元本削減型の場合、完全削減かまたは部分削減か
33. 元本削減型の場合、永久かまたは一時的か
34. 一時的な元本削減型の場合、元本を回復するメカニズムの説明
35. 清算手続きにおける優先劣後順位 (当該商品よりも優先される商品を特定)
36. 債務不履行条項
37. 債務不履行条項がある場合、それを説明

(注) 下線部は市中協議文書からの変更箇所。

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

当該テンプレートは必要最低限の開示のレベルを定めるものであることから、各国当局は追加すべき重要な項目があれば、テンプレートに開示項目を追加することができる<sup>4</sup>。

主な特性に関するテンプレートは、バーゼル の適用とともに策定を求めることが意図されており、グランドファザリングの適用を受ける資本商品もその対象となる。当該テンプレートは、普通株式を含むすべての規制資本商品について個々に策定され、それらを合わせることで、銀行が発行するすべての規制資本商品の主な特性を提示する「主な特性に関する報告」(main features report)となる。主な特性に関する報告は、銀行が資本商品の発行、返済、償還、転換または元本削減を行う際に更新しなければならない。

### 3. バランスシートとの突合

規則文書は、監査済バランスシートと規制資本の項目とを完全に突合するため、3つのステップで構成される手続きを規定している。すなわち、ステップ1 規制上の連結範囲に基づくバランスシートの開示、ステップ2 開示テンプレートに要するすべての構成要素を示すための規制上の連結範囲に基づくバランスシートの項目拡充、ステップ3 ステップ2で開示された構成要素の開示テンプレートにおける利用という手続きである。

具体的には、銀行による以下の3つのステップを通じて、バランスシートと規制資本の計数が完全に突合されることになる。

**ステップ1** 会計の目的による連結範囲と規制の目的による連結範囲が異なるため、規制資本の算定に利用される計数と公表財務諸表に利用される計数が大きく異なることから、規制上の連結範囲のバランスシートの開示を要求する。それによって主要な構成要素の突合を行う際に公表されたバランスシートから計数が変換されたか否かが明らかになる<sup>5</sup>。

**ステップ2** 規制資本を算定する際に用いる構成要素の多くは、バランスシートの表面上の計数から把握することが難しい。そのため、開示テンプレートで公表する項目については、規制上のバランスシートに記載されるようその項目を拡充し、開示しなければならない<sup>6</sup>。つまり、公表されるバランスシートの計数と規制資本の計数の対応関係が把握できるように開示する項目を拡充することが求められる。

**ステップ3** 開示テンプレートを策定する際には、インプット情報の情報源として

<sup>4</sup> 市中協議文書では、テンプレートに追加する重要項目の例として、発行者の種別、償還またはコールの特徴、デフォルト・イベント、コベナンツ条項、保証または信用補完、議決権、親会社向けまたは子会社向けの発行の有無といった情報が挙げられていた。

<sup>5</sup> ステップ1に加えて銀行は、会計上の連結範囲には含まれる一方で規制上の連結範囲には含まれない子会社等のリスト、規制上の連結範囲には含まれる一方で会計上の連結範囲に含まれない子会社等のリスト、会計上の連結範囲および規制上の連結範囲に含まれる一方で連結の方法が異なる子会社等のリスト、連結の方法の違いの説明を明らかにしなければならない。

<sup>6</sup> バーゼル委員会はその例として株式払込資本を挙げる。株式払込資本は規制資本の上では、コモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2、規制資本には算入できない資本に分かれるが、公表されるバランスシートではその内訳は把握できない。

ステップ2で認識した計数等を参照することが求められる。

バーゼル委員会は、こうしたバランスシートとの突合に関する手続きを導入することについて、以下のメリットを挙げている。

- バランスシートの複雑性は銀行によって区々である中で、開示レベルは複雑性の程度に応じたものであること： 複雑性の高い銀行に適合するテンプレートを全ての銀行が利用することなく、銀行は各ステップで追加的な情報がなければそのステップをスキップすることが可能
- 市場参加者および監督当局は、規制上の連結範囲に基づくバランスシートに裏付けられた規制資本の構成要素の情報源（source）をトレースできること
- 当該アプローチはいずれの会計基準にも柔軟に対応すること： 銀行は、会計基準を考慮することなく、規制資本のすべての構成要素を規制上の連結範囲に基づくバランスシートに裏付けられた開示テンプレートに適用

#### 4. その他の開示要件

規則文書はさらに、バーゼルにおける自己資本に関する新たな開示の要件として、銀行に対して以下の要件を求めている。

非規制比率 規制資本の構成要素を含む比率（例えば、エクイティ Tier1 比率、コア Tier1 比率または有形普通株式比率）を公表する銀行は、それらの比率がどのように算定されているかについて包括的な説明を開示すること

規制資本に含まれるすべての資本商品の完全な契約条件（full terms and conditions）について、銀行のウェブサイト上で開示すること

規則文書は、規制資本商品の完全な契約条件を銀行のウェブサイト上で開示することを要求することに加えて、銀行のウェブサイト上に「規制関連開示」（Regulatory Disclosures）の場所を設け、規制資本に係る情報のすべてを市場参加者が利用できるようにすることを求めている。また、規則文書が求める要件が一般に利用可能な規制上の報告を通じて公表される場合は、ウェブサイト上の規制関連開示において規制上の報告の関連箇所にリンクを貼らなければならない。

## ．今後の見通し

規則文書はバーゼル の下で自己資本の開示内容を大きく拡充するものである。それは、自己資本の構成内容や資本商品の主な特性を開示することに留まらず、規制上の連結範囲に基づくバランスシートまで開示することを求め、さらに資本商品の完全な契約条件をウェブサイトに掲載することまで求められる。一方で、開示テンプレートを始めとして、比較可能性があり一貫性をもって自己資本の開示が行われるということは、市場参加者や監

督当局はより正確かつ適切に資本ポジションを評価することが可能になる。つまり、自己資本の透明性が確保される中で銀行は資本政策を運営することになる。銀行は市場や当局の監視の下、これまで以上に透明性の高い資本政策を構築することが求められることになるだろう。